

オールむらやま若者定着推進会議 設置要領

(目的)

第1条 村山地域全体で若者の県内定着・回帰に向けた気運の醸成を図るとともに、地域の課題を把握し、地域の実情に応じた対策を進めるため、「オールむらやま若者定着推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(推進会議の所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の若者等の県内定着・回帰の促進に関すること。
- (2) 地域産業の人材確保に関すること。
- (3) その他、前条の目的達成のために必要なこと。

(推進会議の構成団体等)

第3条 推進会議を構成する団体(以下「構成団体」という)は、別表1のとおりとする。

(会長)

第4条 会長は、村山総合支庁長とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会の議長となり、推進会議を代表する。

(推進会議)

第5条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認められるときは、構成団体以外の団体に対し、推進会議への出席または意見の聴取を求めることができる。

(検討会議の設置)

第6条 会長は、村山地域の課題の具体的な対応策を検討するため、推進会議の下に検討会議を置く。

- 2 検討会議を構成する団体は、別表2のとおりとする。
- 3 検討会議は、必要に応じて村山総合支庁産業経済部地域産業経済課長が招集する。

(事務局)

第7条 推進会議及び検討会議の事務局は、村山総合支庁総務企画部総務課連携支援室、村山総合支庁保健福祉環境部保健企画課、村山総合支庁産業経済部地域産業経済課及び村山総合支庁建設部建設総務課とする。

- 2 推進会議及び検討会議の庶務は、村山総合支庁産業経済部地域産業経済課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、推進会議及び検討会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要領は、平成30年7月31日から施行する。